

会員数 406
男 329
女 77
令和5. 1. 1現在

会員の皆様へ
事務局だより
第91号 令和5. 1. 11発行

公益社団法人
香芝市シルバー人材
センター事務局
TEL 79-6601
FAX 79-6671

《Kashibashi Silver Human Resources Center Association》

新年のご挨拶

理事長 船木克容

新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様には、お健やかに新春をお迎
えのこととお慶び申し上げます。



平素は、香芝市当局の格別のご支援と関係機関、市民皆
様方の暖かいご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、依然として国内では新型コロナウイルスとインフ
ルエンザの同時流行も懸念されております。また、昨年末
より原材料価格の上昇や円安の影響を受けて物価の高騰
が続くなか、生活必需品の値上げが続いています。また為
替相場が円安の影響で、中小企業は海外からの原材料の輸
入価格の高騰により厳しい経営環境にあります。
そのような厳しい経済状況が続いて居りますが、我々当
センターの会員におかれましては健康に十分留意して仕
事に邁進していただくとともに、役員は普及啓発活動と
事業拡大を図り、会員諸氏の就業機会が増えるように努力
して参りたく存じます。

どうか会員の皆様には、『自主・自立・共働・共助』の基本をもとに、健康の保持と安全就業に心がけて、
誠実で丁寧な仕事ぶりで、市民の皆様をはじめ、市当局並
びに関係機関のご期待に応え、親しんでいただけるセンタ
ーづくりのために、倍旧のご協力をお願い申し上げます。
最後に、会員の皆様並びにご家族のご健勝とご多幸を祈
念いたしました。新年のご挨拶いたします。

◎通常理事会の開催状況について

令和4年度第6回通常理事会が11月
29日、当センター会議室で理事・監事が
出席して次のとおり開催されました。

【議案】

- ① 正会員入会申込者の専決処分報告及びその承認について
入会申込者1名(女1名)
 - ② 正会員入会申込者の承認について
入会申込者4名(男4名)
 - ③ 事務費の改定(案)について
 - ④ 配分金見積基準価格表の改定(案)について
 - ⑤ 令和4年度収支補正予算(第2回)(案)について
 - ⑥ 職員服務規程の一部改正(案)につ
 - ⑦ 臨時職員等の就業に関する規程の一部改正(案)について
- 【報告事項・その他】
- ① 令和4年度事業実績(10月分)につ
 - ② その他

議案は、慎重審議の結果、いずれも議決承認されました。

◆働く喜びと社会参加の輪を拓げよう◆自主・自立・共働・共助◆安全就業

【ご協力ありがとうございました】

◆清掃奉仕活動

昨年10月15日(土)「シルバーの日」に、事務所周辺及び近鉄下田駅付近で清掃奉仕活動を行いました。会員さんと役員員合わせて33名の参加を頂きました。



就業中の事故に

注意して下さい

最近、就業中の物損事故が、6月1件・9月1件・10月2件・11月1件、計5件、また人身事故が、8月1件・10月1件、計2件が半年間の間に発生しました。

会員の皆様には、「安全心得・みんなで守ろう10カ条」を再確認し、事故防止に務めて頂きますようお願いいたします。

●安全就業基準(安全心得)

みんなで守ろう10カ条

(各条項一部省略)

- ① 作業は、安全第一を心がけ、急いでありあわてたりしない
- ② 器具類は、使用前に必ず点検する
- ③ 服装・履物は作業にあった動きやすいものにする
- ④ 作業前には、軽い柔軟体操をする
- ⑤ 加齢による、諸機能の低下を認識し無理をしない
- ⑥ 現場では、常に整理整頓をする
- ⑦ 共同作業では、合図、連絡をする
- ⑧ 交通事故に気をつける
- ⑨ 健康な状態で就業する
- ⑩ 仕事の前日は、十分睡眠をとる

マスクの着用について

【屋外】

○マスク着用を推奨

他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できない中で会話を行う場合のみです。

○それ以外の場面については、マスクの着用はありません(例:公園での散歩やランニング、サイクリング・徒歩や自転車での通勤、屋外で人とすれ違う場面)。

【屋内】

○マスク着用の必要がない

他者と身体的距離が確保できて会話をはじめとど行わない場合(例:距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞)のみ。

○それ以外の場面については、マスクの着用を推奨します。(厚生労働省)

マスクの着用について
マスクについては、場面に応じた適切な着脱をお願いします。

屋外 季節を問わず、マスク着用は**原則不要**です。

① 人との距離(目安)が確保できず、会話をする場合は着用を推奨します。

屋内 距離が確保でき会話をはじめとど行わない場合をのぞき、**マスクの着用をお願いします。**

① 人との距離(目安)が確保できず、会話をする場合は着用を推奨します。

基本的な感染対策はメリハリをつけましょう。高齢の方に会う時、病院に行く時、通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう。

厚生労働省

《 配分金収入に対する所得税（令和4年分） 》

◎配分金支払証明書について

配分金支払証明書は、会員の皆様が昨年中に当センターから仕事の提供を受けて就業し、センターが支払った配分金の支払総額を証するものです。

この証明書は、確定申告（税務署）や市民税・県民税申告の提出（市役所）に必要です。

◎配分金に係る所得税の確定申告、市民税・県民税の申告について

会員のみなさんに支払った配分金は所得税法上「雑所得」に区分され、会員各自において、**令和5年3月15日（水）までに**確定申告をしていただく必要があります。なお、所得税が非課税の方でも市民税・県民税については、市役所税務課へ申告してください。

◎『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

配分金収入に対しては、「租税特別措置法」第27条の適用により、55万円を上限として**最低保障必要経費**が認められています。配分金と給与所得がある場合には、**給与所得控除**（最低55万円。ただし、収入金額を限度とします。）が受けられますが、その場合、配分金収入に係る上記の最低保障必要経費（55万円）は、55万円から給与所得控除額を差し引いた残額が最低必要経費となります。公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を受けられます。

【計算例示】 センターのある会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 公的年金収入 130万円
- ② 給与収入 60万円（シルバー派遣による賃金）
- ③ 配分金収入 83万円（実際に要した経費 30万円）

(1) 公的年金収入に係る計算

$$1,300,000 \text{円 (公的年金収入)} - 1,100,000 \text{円 (公的年金等の控除額)} = 200,000 \text{円 (A)}$$

※ 割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

(2) 派遣賃金にかかる計算

$$600,000 \text{円 (派遣賃金)} - 550,000 \text{円 (給与所得控除額)} = 50,000 \text{円 (B)}$$

(3) 所得金額調整控除額

$$\text{給与所得金額 (B)} 50,000 \text{円} + \text{公的年金等 (上記 (1)) の所得金額 (上限 10 万円)} 100,000 \text{円} - 100,000 \text{円} = 50,000 \text{円 (C)}$$

(4) 配分金に係る計算

$$830,000 \text{円 (配分金収入)} - 300,000 \text{円 (必要経費)} = 530,000 \text{円 (D)}$$

(5) 所得控除及び所得税額

$$200,000 \text{円 (A)} + 50,000 \text{円 (B)} - 50,000 \text{円 (C)} + 530,000 \text{円 (D)} = 730,000 \text{円 (所得金額)}$$

$$730,000 \text{円 (所得金額)} - 480,000 \text{円 (基礎控除)} = 250,000 \text{円 (課税所得金額)}$$

$$250,000 \text{円 (課税所得金額)} \times 5\% \text{ (所得税率)} = 12,500 \text{円 (所得税額)}$$

$$12,500 \text{円 (所得税額)} \times 2.1\% \text{ (復興特別所得税率)} = 200 \text{円 (復興特別所得税額)}$$

$$12,500 \text{円 (所得税額)} + 200 \text{円 (復興特別所得税額)} = 12,700 \text{円 (納税額)}$$

(注1) 令和2年分より次に該当する者の総所得金額を計算する場合に、所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

適用対象者はその年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者、また所得金額調整控除額は〔給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)〕 - 10万円 = 控除額です。

(注2) 平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

課税所得金額の計算結果がプラスとなる会員さんの場合の納付税額は、**所得税額**（課税所得金額に所得税率を掛けた金額）に**復興特別所得税**（所得税額×2.1%）をプラスした金額となります。

(注3) 平成23年分より、(1)の計算結果が20万円以下であり、かつ控除前の公的年金収入が400万円以下である場合の申告不要制度が設けられました。

※ 源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合は、確定申告をすると所得税が還付されます。

なお、上記以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、葛城税務署にお尋ね下さい。

◎事業実績について

本年度の事業実績は11月末現在の契約金額（累計）1億4,272万円で前年同月と比較して488万円、率にして3.5%の増となりました。

一般労働者派遣事業に於ける4月から11月の受注件数は48件で、契約金額（累計）は、2,347万円となりました。前年同月と比較して件数は変わらず、契約金額は170万円の減となりました。

仕事別配分金実績（4月～11月）

単位：円

区 分	令和4年度		令和3年度		対 前 年 比 較			
	件数	配分金	件数	配分金	件数	%	配分金	%
専門技術群	2	7,000	0	0	2	皆増	7,000	皆増
技 能 群	813	17,333,194	862	18,425,570	△49	△5.7	△1,092,376	△5.9
事務整理群	5	347,100	4	107,125	1	25.0	239,975	224.0
施設管理群	111	48,842,035	112	47,493,903	△1	△0.9	1,348,132	2.8
一般作業群	1,252	50,292,451	1,238	47,337,079	14	1.1	2,955,372	6.2
サービス群	37	572,535	41	507,863	△4	△9.8	64,672	12.7
計	2,220	117,394,315	2,257	113,871,540	△37	△1.6	3,522,775	3.1

就業実績（11月）

月間就業実人員	287人	月間就業率	71.4%
1日平均就業人員	111.3人	1日平均就業時間	3.7時間
1月平均就業日数	11.6日	1月平均配分金額	56,496円

男女別就業実人員（4月～11月）

就業実人員	320人（男254人・女66人）	就業率	79.6%
※ 派遣事業を含む	就業実人員 344人	就業率	85.5%

【お願い】 ① 会費の納入について

令和4年度の年会費（二,二〇〇円）は、令和4年3月末日までに納めて頂くことになっていきます。

未納の方は、ご足労をお掛けしますが、至急に事務局までご持参ください。会費の未納が1年以上続きますと、規程により退会したものとみなされます。これに該当した場合は、退会手続をとるようになりますので、あらかじめご承知ください。

なお、病気などで納付できない事情がある場合は、ご連絡ください。

② 事務局へ電話をされるとき

先ず、「会員の〇〇〇〇です」とフルネームを言ってください。
会員さんとお客様との判断が難しい場合がありますので、よろしくお願ひします。

仕事中に事故や急病など緊急事態が起こったときは、応急措置を取り、医師の診察を受け、必ずセンター事務局へ連絡してください。

センター事務局（79）6601